

社会全体で介護保険を支えて

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用が
まかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決め方

市区町村に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方
の負担分 23%



市区町村に住む
65歳以上の方の人数



小田原市の2021～2023年度の保険料の基準額 60,720円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料	
		料率	年額
第1段階	・生活保護利用者等 ・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と 合計所得金額 ^{※2} の合計額が80万円以下	×0.30 ^{※1}	18,210円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と 合計所得金額の合計額が120万円以下	×0.48 ^{※1}	29,140円
第3段階	本人の年金収入と合計所得金額の 合計額が80万円超	×0.70 ^{※1}	42,500円
第4段階	本人の年金収入と合計所得金額の 合計額が120万円超	×0.90	54,640円
第5段階	本人が市町村民税非課税 (同じ世帯に課税者がいる)	×1.00 (基準額)	60,720円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 120万円未満	×1.20	72,860円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 200万円未満	×1.30	78,930円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 300万円未満	×1.50	91,080円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 400万円未満	×1.70	103,220円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 600万円未満	×1.80	109,290円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 800万円未満	×1.90	115,360円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 1,000万円未満	×2.00	121,440円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が 1,000万円以上	×2.10	127,510円

※1 第1段階から第3段階の保険料は、公費による軽減制度のため、本来の料率よりも引き下げられています。

※2 「合計所得金額」は、所得税に係る譲渡所得の特別控除に適用がある場合にあっては、その額を控除して得た額です。さらに、第1段階～第5段階で給与所得がある場合は10万円を控除した額(所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を加えて得た額から控除)^{*}、第6段階以上で給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額^{*}です。(※0円を下回る場合には0円とします。)

* 第1段階から第5段階までの合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を控除して得た額です。